

## 地域密着型サービス事業所の指定に付する条件の改正について

現在、区が付する適正な運営を確保するために必要と認める条件は、以下の3点です。

### 1 福祉サービス第三者評価の受審

外部の評価機構が専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織的のマネジメント力等を評価する福祉サービス第三者評価について、以下に掲げる各号に従い定期的に受審すること。ただし、共用型認知症対応型通所介護（介護予防を含む）を除く。

- (1) 平成31年度東京都における福祉サービス第三者評価の実施について（通知）（平成31年3月22日付30福保指指第982号）1の（2）に従い3年に1回以上受審すること。
- (2) ただし、第1号の規定にかかわらず認知症対応型共同生活介護については、豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成25年豊島区条例第12号。以下「区条例」という）に従い受審すること。

### 2 介護サービス情報の公表制度における報告及び公表

利用者が介護サービスや事業所・施設を、比較・検討して適切に選ぶための情報を提供する介護サービス情報の報告及び公表について、定期的な情報の更新をすること。

### 3 運営推進会議等の定期的な開催等

区条例第40条及び第60条の17他において地域との連携等が規定されている地域密着型サービス事業所等に関して、事業者・事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービス提供体制を確立するための運営推進会議等について、以下に掲げる各号に従い定期的な開催、議事録の公表をすること。

- (1) 受審した第三者評価結果について、運営推進会議において報告し意見を求めること。
- (2) 区基準に従い運営推進会議を開催し、その議事録を公表すること。